

県では、平成23年4月を目途に、県立病院の地方独立行政法人化に向けた検討・準備を進めています。

平成22年6月県議会に「定款案」と「評価委員会条例案」を上程し、賛成多数で可決され、成立しましたので、概要をお知らせします。



地方独立行政法人 山口県立病院機構の「定款」及び「評価委員会条例」

地方独立行政法人山口県立病院機構定款の概要

制定の趣旨

地方独立行政法人の設立に向けて、設立目的、業務範囲などの基本的な事項を定めるものです。

概要

1 目的

医療の提供等を行うことにより、県民の健康の保持増進を図り、もって健康で文化的な生活の向上に資することを目的とする。

2 名称

- (1) 法人の名称：地方独立行政法人山口県立病院機構
- (2) 病院の名称：山口県立総合医療センター、山口県立こころの医療センター

3 法人の設立団体

山口県

4 法人の種別

特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人（一般）

5 法人の所在地

防府市（県立総合医療センターの所在地）

6 業務の範囲

- (1) 医療の提供
- (2) 医療に関する調査及び研究
- (3) 医療従事者の等の研修
- (4) その他附帯業務

7 施行期日

法人成立の日

その他、役員や理事会、資本金等について規定しています。



地方独立行政法人山口県立病院機構評価委員会条例の概要

制定の趣旨

地方独立行政法人の業務実績に関する評価等が客観的かつ中立公平に行われるよう県に設置する委員会について定めるものです。

概要

1 委員の構成 5人以内

2 臨時委員の設置 特別の事項を調査審議させるため、必要に応じて若干名を置く

3 委員の任期 2年（再任可）

4 施行期日 公布の日

6月県議会において、県立病院事業の独法化について質問がありましたので、主なものを御紹介します。

県立病院が果たす使命と役割について、どのように考えているのか。

答弁) 県立病院はこれまで、本県における中核的な医療機関として、がん医療、周産期医療、精神科医療の充実など、高度専門医療、特殊医療等の提供に取り組んでまいりました。



今後とも、県立病院として積極的な対応が求められる医療分野など、質の高い医療を継続的、安定的に県民に提供していく使命と役割を担うものであると考えています。

独法化することによる地域医療等への影響について、どのように考えているのか。

答弁) 地方独立行政法人については、県が医療機能等の目標設定と実績評価を行うとともに、不採算医療に要する経費は県が負担することとされていることなどから、独法化後もこれまでどおり県立病院としての役割を十分果たしていくものであると考えています。

医療現場においては、地方公営企業法の全部適用にすべきとの取組が始まっていると聞く。やはり、行政改革の一環だから考慮してこなかったのか。

答弁) 地方公営企業法の全部適用についても、県立病院改革プランを策定する際、比較検討を行いました。地方自治法、地方公務員法等が引き続き適用されることから、環境変化や患者ニーズに即応した人材確保など、現在の病院運営上の課題を十分に解決できないものと考え、将来にわたる病院の経営形態としては不十分であるとの結論に至ったものです。

医療現場やそこで働く人たちの意見がどのように反映されているのか。

答弁) 職員に対しましては、これまで説明会、意見交換会の開催や両病院への意見箱の設置により、幅広い意見聴取に努めています。

職員からは、人員増や専門の事務職員配置への要望のほか、移行後の勤務環境についての様々な意見が寄せられています。

今後とも、勤務条件等について十分な意見交換を行いながら、具体的な検討を進めてまいります。



御意見をお寄せください



県では、県立病院の独法化に関して、職員の皆さんの御意見を受け付けています。皆さんからいただいた御意見・御質問は、できる限りこのニューズレター等を通じてお答えするとともに、法人化委員会において報告するなど、検討に活かしていきますので、忌憚のない御意見をお寄せ下さい。

<提出先: 各病院事務局に設置の独法化意見箱>

NewsLetter

～山口県立病院の独法化について～第12号
発行: 健康福祉部医務保険課県立病院班

T E L : 083-933-2910

F A X : 083-933-2939

E-mail : a15100@pref.yamaguchi.lg.jp